

自転車用ヘルメット



皆さん、自転車ヘルメット
被っていますか??

半額

補助します!

購入金額の半額
※上限2,000円まで
※予算上限に達し次第終了



自転車乗用中の交通事故で亡くなった方の
約半数が**頭部等**を**損傷**しています。

全世代、自転車ヘルメット着用が努力義務に!!

～詳しくは裏面をご覧ください!～

高槻交通安全協会・高槻警察署



自転車用ヘルメットを購入された方へ

高槻市、島本町にお住まいで、令和5年11月1日以降に新しく自転車用ヘルメットを購入された方に、購入費用の**半額**に相当する金額を補助します！（上限2,000円、予算上限に達し次第終了）

1 補助する金額

自転車用ヘルメット購入費用の半額に相当する金額

※ただし、上限は2,000円とし、100円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てた金額
(例) 購入金額が3,500円の場合、補助金は1,700円。購入金額が5,000円の場合、2,000円(上限)となります。

2 対象者

高槻市または島本町在住で過去に本制度を利用したことがない方

※年齢は問いませんが、お子様用ヘルメットをご家族が持参された場合、ご関係を証明できるものを確認させていただきます。

3 対象物

令和5年11月1日以降に購入した安全基準を満たす**規格マーク付き**の自転車用ヘルメット(中古品や転売品は不可)

自転車用ヘルメットとしての安全基準に適合する「SG」「CE」「JCF（日本自転車競技連盟）公認／推奨」「GS」「CPSC」などの規格マークが付いたもの。



4 申請手続および補助金の交付

- ◎ 購入した自転車用ヘルメット(現物)
- ◎ 購入にかかるレシートまたは領収書
《品名、販売店名等が確認できるもの》
- ◎ 申請者の住所が確認できるもの
《運転免許証、マイナンバーカード、住民票の写し等》

以上の3点を 高槻警察署 交通課窓口まで持参してください。

★申請書に必要事項を記入していただき、すべての要件を充たしていることが確認されれば、補助金を交付します。 ※申請書は窓口でお渡します※

5 注意事項

- ・ 申請の受付時間は、**平日の9時から17時**までです。
- ・ 確認のため、販売店等に連絡することがあります。
- ・ 補助金の総額が予定金額に達した時点で終了となります。

ご不明な点は **高槻警察署 交通総務係 (TEL072 - 672 - 1234)** までお問い合わせ下さい。

大切な頭、大切な命を守るためにも自転車ヘルメットを被ろう！

